

第9回真駒内地区新設義務教育学校検討委員会

議事次第

日時 令和7年7月29日（火）10：00～11：30

場所 札幌市立真駒内中学校 1階 金工室

○配付資料

- ・資料1 真駒内地区新設義務教育学校検討委員会設置要綱改定案
- ・資料2 札幌市立義務教育学校真駒内学園の校章デザイン候補

次 第

司会 札幌市立駒岡小学校 校長 平澤 淳志

1 開会

2 議事

（1）真駒内地区新設義務教育学校検討委員会設置要綱の改定について

（資料1）

（2）駒岡小学校保護者の検討委員会へのオブザーバー参加について

（3）校章デザイン候補の絞り込みについて（資料2）

3 その他

（1）今後の検討委員会について

第10回：11月25日（火）10：00～…経過報告（標準服、校歌等）

4 閉会

札幌市立義務教育学校真駒内学園検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 「札幌市立義務教育学校真駒内学園」の開校に向けて、義務教育学校への改編に向けた検討を行う学校（以下「対象学校」という。）、地域住民及びPTA等による、よりよい学校づくりに向けた意見交換等を目的として、札幌市立義務教育学校真駒内学園検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は保護者、地域住民、対象学校関係者等から構成する。

2 委員会に代表1名を置き、委員の互選により、これを定める。

3 代表は委員会を総括する。

4 代表が不在のときは、あらかじめ代表の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第3条 委員会は、第5条第2項に規定する事務局長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を聞くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

4 事務局長は、必要に応じて対象学校の教職員を出席させることができる。

5 事務局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年12月13日から令和9年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は札幌市立真駒内中学校に設置する。

2 事務局長は札幌市立真駒内中学校校長とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別途定める。

附 則 この要綱は令和5年12月13日から施行する。

附 則 この要綱は令和7年7月29日から施行する。

札幌市立義務教育学校真駒内学園「校章デザイン」について

- 1 平岸高等学校からの提出作品
- 2 児童生徒アンケートの結果
- 3 検討委員会での投票

①いいと思うもの 3 点に投票⇒上位 3 点に絞り込む

②上位 3 点の中から 1 点に投票

⇒ 1 回目の投票で過半数に達しない場合は、上位 2 点で決選投票